

番号	1. ①
項目	大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均 20%)、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。
(回答) 本市では、令和6年3月に策定した「新・市政改革プラン」の下、スリムで効果的な業務執行体制の構築に努めていますが、技能労務職員以外については、本市重点施策の推進や臨時的事象への対応など、市長が特に必要と認める場合には、職員数を増員して対応しています。 技能労務職員については、「民でできることは民で」という考えの下、将来にわたって必要最低限となる職員数を適宜精査し、委託化、効率化を図りながら、削減を進めておりますが、災害時対応など公の責任を果たすという観点から、将来にわたって直営が必要となる部門においては、職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ、採用を継続しています。 また、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、特定の学識・経験を要し常時勤務を必要としない業務及び臨時の業務等については、任期付職員や会計年度任用職員、臨時的任用職員等の活用を図っています。	
担当	総務局 人事部 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7431

番号	1. ②
項目	大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。
(回答) 本市では「特定事業主行動計画（仕事と生活の両立支援プラン）」において、課長級以上の女性職員の割合 20%、係長級以上の女性職員の割合 30%（市長部局の事務系職員における割合）を令和 7 年度末までの数値目標として設定し、女性職員の管理職登用促進に取り組んだ結果、令和 6 年度に数値目標を達成しました。（令和 6 年度時点：課長級以上の女性職員の割合 23.2%、係長級以上の女性職員の割合 30.2%） 引き続き、子育てしながら働きやすいと実感できる職場環境づくりや、一人一人の女性が、その能力と個性を十分に発揮できる職場環境づくりに取り組み、意欲、能力、実績を持った女性職員の積極的な管理職登用に努めてまいりたいと考えています。	
担当	総務局 人事部 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7511

番 号	1.③
項 目	大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でも<u>なん</u>ら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。
(回答) 本市では、外国人住民がことばの問題等で不利益を被らないよう、「外国人住民相談窓口」を開設しています。 詳細は大阪市ホームページ：外国人住民相談をご参照ください。 (下線部について回答)	
担当	市民局 区政支援室 区行政制度担当 電話：06-6208-7321

番号	1. ③
項目	大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。<u>日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。</u>
(回答) 本市では、外国語で対応ができる職員数の取りまとめはしていませんが、人事配置については、様々な市政課題や市民ニーズに対応しながら組織として最大限のパフォーマンスを実現するため、職員の適性や人材育成等を踏まえた適材適所の人事配置に努めています。 (下線部について回答)	
担当	総務局 人事部 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7431

番号	2. ① イ
項目	就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請を取り入れること。
(回答) 就学援助の申請につきましては、毎年、市立の小・中・義務教育学校に在学する児童及び生徒（入学予定者も含む）の保護者全てに対して「就学援助制度のお知らせ」及び「申請書」を配付し、学校を通じて保護者から申請いただけるようにしております。 また、現在オンライン申請の導入についても検討を行っているところです。 今後も、引き続き就学援助を必要とされる方が、申請いただき、十分に活用していただけるよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653

番号	2. ① ロ
項目	中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており中学入学準備のためとの分析がされている。入学準備金については国基準に上乗せして支給額を増やし、支給日も2月初旬とすること。
(回答) 中学校（義務教育学校の後期課程を含む）入学準備補助金につきましては、支給額は国の補助単価に合わせて増額して令和6年度から63,000円としております。 また、支給日は平成30年度入学の生徒からは保護者負担軽減の観点から入学前に支給を可能としております。 入学準備補助金の支給額や支給時期につきましては、今後も国及び他都市の動向に注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653

番号	2. ② ハ
項目	朝ごはんを食べていない子どもたちの実態が指摘されている。<u>学校を使って</u>地域の子ども食堂や NPO 組織、ボランティア団体などと協力し<u>学校での</u>朝ごはん会が<u>実施</u>できるよう制度化すること。
(下線部分のみ回答) 行政財産である学校施設の目的外使用について、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる範囲の基準を定めています。 また、財産条例及び財産規則の規定に基づき、行政財産の使用料の全部又は一部を免除するときの、その対象となる相手方、用途、減免率等の指針等を定めております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9083

番号	2. ① ハ
項目	朝ごはんを食べていない子どもたちの実態が指摘されている。 学校を使って地域の<u>子ども食堂</u>や NPO 組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。
(回答) (下線部について回答) こども食堂等のこどもの居場所（以下、「こどもの居場所」といいます。）については、民間の活動団体などにより自発的・自主的に取り組まれている活動であり、活動団体が主体的に活動場所を確保し、運営されております。また、活動団体によりその対象者や活動内容も様々です。 本市においては、活動団体の主体性を大切にしながら、社会全体で支援し、地域でこどもを育む機運の醸成を図る仕組みとして、平成30年度より大阪市社会福祉協議会を事務局とする「こども支援ネットワーク」を構築し、こどもの居場所への側面的な支援を行っているところです。 引き続き、活動団体の主体性を大切にしながら、「こども支援ネットワーク」を通じて、多くの企業等からの支援がしっかりとこどもの居場所に届けられるよう取り組んでまいります。	
担当	こども青少年局 企画部 企画課（こどもの貧困対策推進グループ） 電話：06-6208-8153

番号	2. ①ニ
項目	大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。
(回答) 大阪市環境局では、食品ロス削減を目的として、「フードドライブ」に取り組んでいます。 具体的な取組としては、本市と「フードドライブ回収事業にかかる協定書」を締結している事業者の店舗等や区役所あわせて 120 か所（令和 7 年 7 月 1 日現在）においてご家庭で余った食品を回収しているほか、イベント等でも食品を回収しています。回収した食品は、本市と「フードドライブ連携実施にかかる協定書」を締結している事業者等を通じて、主に大阪市内にある福祉団体や生活支援を必要とする個人等は無償で譲渡されています。	
担当	環境局 事業部 家庭ごみ減量課 電話：06-6630-3259

番号	2. ② ホ
項目	ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに<u>学校の空き教室や講堂・体育館等</u>を無償提供して協力すること。またチラシなどの困窮者支援や母子相談窓口で配架協力を行うこと。
(下線部分のみ回答) 行政財産である学校施設の目的外使用について、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる範囲の基準を定めています。 また、財産条例及び財産規則の規定に基づき、行政財産の使用料の全部又は一部を免除するときの、その対象となる相手方、用途、減免率等の指針等を定めております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9083

番号	2. ①. ホ
項目	ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等が無償提供して協力すること。また <u>チラシなどの困窮者支援や母子支援窓口で配架協力を行うこと。</u>
(回答) ・各区相談支援窓口にてチラシなど広報物が届いた場合、生活困窮者自立支援法に基づいた事業に適した内容であれば、配架協力をしております。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7959

番号	2. ① ホ
項目	ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等は無償提供して協力すること。<u>またチラシなどの困窮者支援や母子支援窓口で配架協力を行うこと。</u>
(回答) (下線部について回答) 各区保健福祉センターにチラシなど広報物が届いた場合、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づいた事業に適した内容であれば、配架協力をしております。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8034

番号	2. ① へ
項目	児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度（生活保護のしおりや奨学金情報等）の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。
(回答) 厚生労働省からの通知に基づき、児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時において必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう十分な配慮をするよう周知を行っておりますが、適正な支給を行うため、プライバシーに立ち入らざるを得ない場合があります。個人情報の保護は厳守しておりますので、質問や調査へのご理解ご協力をお願いします。 また、申請時等の面接時には必要に応じて他の制度のご案内をさせていただいております。 外国語対応については各区にてトリオフオンによる対応を行っております。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8034

番号	2. ②
項目	こども家庭庁調査によると 2024 年度の子ども医療費助成の窓口負担ゼロ市町村は 73%で、2025 年度はさらに増える見込みであり、大阪府内市町村は後進自治体といっても過言ではない。ついては子ども医療費及びひとり親医療費助成制度の窓口負担を早急に無料とすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。
	(回答) 本市の医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱のもと実施しており、対象者の方が医療機関を受診した際、保険診療が適用された医療費の自己負担部分の一部を助成しています。一部自己負担額の撤廃につきましては、給付の仕組みそのものに関わるものであり多額の財源が必要となることから、困難であると考えています。 次に、入院時食事療養費につきましては、入院している方と在宅等で治療されている方との負担の公平化を図るため、食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準額から、自己負担額である食事療養標準負担額（平均的な家計における食事の状況を勘案して定める額）を控除した額とすることが定められています。 また、食事療養標準負担額は、低所得者の方々に十分配慮したうえで、所得に応じて段階的に減額された負担額が定められている制度となっています。 こども医療費助成制度における入院時食事療養費につきましては、重度の身体・知的障がいのある方で公的医療保険から標準負担額の減額認定を受けることができる市民税非課税世帯の方に対し、別途制度により助成を実施しており、本市が単独でこれ以上の水準とすることは、多額の財源が必要となることから困難であると考えています。また、ひとり親家庭医療費助成制度の資格をお持ちの方は入院時食事療養費の自己負担はありません。 なお、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しています。
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（医療助成） 電話：06-6208-7971 福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付） 電話：06-6208-7967 福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成） 電話：06-6208-7971

番号	2、③
項目	小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。<u>保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。</u>
(下線部のみ回答) 本市の学校給食については、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する親子方式と自校調理方式を合わせた「学校調理方式」により提供しております。今後も引き続き、適切な業務管理に留意しつつ、本市の担うべき責任を遂行しながら、「安全・安心でおいしい給食」の提供が効果的・効率的に実施できるよう進めてまいります。 また、学校給食費については義務教育無償の趣旨を踏まえ、令和5年度より、学校における食育の生きた教材である学校給食の全員全額無償化を、臨時的な措置ではなく既存の制度も活用しながら実施しているところです。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	2. ③
項目	小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。 <u>保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。</u>
(回答) (下線部について回答) 義務教育である小中学校と異なり、就学前の児童は保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、認可外保育施設など、多種多様な施設を利用しており、給食の提供については各施設で異なる状況です。また、昼食にかかる費用は、在宅で子育てされている場合もあり、そのような場合でも保護者が負担していることから、公平性の観点から本市における対応は困難な状況です。 なお、年収 360 万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降の子どもの副食費については、低所得世帯や多子世帯への負担軽減のため免除としております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ） 電話：06-6208-8105

番号	2. ④
項目	学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。
(回答) 学校保健安全法に基づき、学校が毎年実施している健康診断の結果を把握し、児童・生徒及びその保護者に対し、定期健康診断の結果を通知するとともに、歯みがきや食生活などの生活習慣についても詳しくお知らせすることで家庭への啓発を図り、予防に努めています。 診断の結果、治療が必要な児童・生徒には、学校から受診するよう指示する「歯・口の健康診断結果のお知らせと受診のおすすめ」を発行し、受診後、各医療機関が発行した受診証明書について、保護者から学校に提出していただくこととしております。 また、未提出の児童・生徒については、学校において受診の有無を確認し、未受診の場合は引き続き保護者に受診を促しております。 なお、健康診断の受診にあたっては、毎年度教育委員会から、校園長あてに治療が必要な児童・生徒の保護者へ受診勧奨するよう通知するとともに、各学校園に受診率や未受診の理由の調査を行い、事後措置の様子を把握しています。 未受診者等については、スクリーニングシートで把握し、必要に応じて校内のスクリーニング会議で検討し、こどもサポートネット等の支援につなげております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話番号：06-6208-9141

番号	2. ⑤
項目	児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。
(回答) 学校での昼食後の歯みがき指導について、幼児期・学童期からの歯と口の健康づくりは生涯を通じて健康な生活を送るための基盤となり、食後の歯みがき習慣の定着は長く健康な歯を維持するために大変重要なものであることから、各学校の状況に応じて実施していただくよう協力を依頼しているところです。 また、乳歯と永久歯への混合歯列でむし歯予防の比較的困難な時期の小学校4年生を対象に、フッ化物洗口（フッ化ナトリウム）を行っております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話番号：06-6208-9141

番号	2. ⑥
項目	障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。
（回答） 本市においては、一般歯科医院で治療が困難な障がいのある方が身近な地域で安心して歯科診療を受けられるよう、診療時に十分な対応及び配慮が可能であり、医療機関情報の掲載にご協力いただける歯科診療協力医療機関について、本市ホームページや広報誌（福祉のあらまし等）において情報提供を行っているところです。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	2. ⑦
項目	最新の給付型奨学金を網羅したパンフレットを作成すること。その際には大阪市の奨学金パンフレットを参考とし、こどもたちの教育費によって貧困に陥らないよう最善の配慮を行うこと。さらには自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。
(回答) 大阪市では、経済的理由のため、高等学校等への修学が困難な生徒に対し、「大阪市奨学費」を支給しています。「大阪市奨学費」は、大阪市内に住所を有し、「大阪府高等学校等奨学のための給付金」ではカバーされない高等学校等に在学する市民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）の生徒を対象とした給付型の奨学金として、当該年度中に入学した第1学年に属する生徒には107,000円（年額）、第2学年以上の生徒には72,000円（年額）を上限に支給しています。 「大阪市奨学費」・「大阪府高等学校等奨学のための給付金」のほか、日本学生支援機構や大阪府育英会の制度をはじめ、奨学金や無利子貸付制度等をまとめた冊子を毎年発行し、市内の中学校等へ配布並びにホームページへの掲載など広く周知しています。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話 06-6115-7641

2. ⑧

公営住宅（府営住宅以外）の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

（回答）

本市における公営住宅の管理戸数と空家戸数は、以下のとおりです。

種別	管理戸数	空家戸数
公営	98,925	15,851

※空家戸数には、政策空家を含みます。

※空家戸数は、令和7年6月末時点です。

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に整備されています。このため、法令や条例等により入居資格や家賃制度などが厳格に定められており、公正性・公平性を担保するため、原則として公募により入居者を決定しているところです。

ご提案の公営住宅の空家を活用した目的外使用を行うためには、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、国土交通大臣の承認が必要となっており、制度の趣旨・目的を阻害しない範囲でのみ目的外使用が認められております。

現時点で、本市においては、公営住宅法で定められているグループホーム事業、高齢者支援や子育て支援をはじめとした市営住宅団地を含めた地域の活性化につながるコミュニティビジネス事業、待機児童の解消や地域コミュニティの再生・活性化を目的とした小規模保育事業、地域住民による防犯活動拠点等について目的外使用を実施しております。

また、今年度より、福祉部局と連携し、一定の住居を持たない生活困窮者を対象に、自立促進に向けた一時的な居住の場として、市営住宅を民間事業者へ提供する目的外使用許可の手続きを進めているところです。

同様に、家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等として公営住宅を目的外使用することについても、対象となる方の居住支援のあり方について、それぞれの関係部局において検討し、全市的な施策として体系立てたうえで、公営住宅を活用するという必要があれば、当局としても諸課題を整理のうえ、住宅の提供について検討してまいります。

担当 都市整備局 住宅部 管理課 電話：06-6208-9261

番号	2. ⑨
項目	保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。
(回答) 全国的に保育士不足が極めて深刻な中、保育士宿舎借り上げ支援事業等の国の保育人材確保対策事業のほか、本市独自事業である保育士の定着支援事業、保育士働き方改革推進事業等、各種の保育人材確保対策事業の実施に加え、大阪市保育士・保育所等支援センターにおいて潜在保育士の復職支援や新卒者の就職促進等を行い、必要な保育士確保に努めております。 また、「留守家庭児童対策事業」は、民設民営で実施する留守家庭児童を預かる取り組みに対する補助事業であることから、各事業者において職員確保等の取り組みを行われるのが基本と考えております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（企画調整グループ） 電話：06-6208-8034 こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ） 電話：06-6684-9559

番号	2. ⑩
項目	役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設で Wi-Fi にアクセスできるようにすること。
(回答) 本市では、本庁舎、区役所等市民利用施設における、不特定多数を対象とした公費負担を伴うフリーWi-Fi の設置は行わないこととしております。	
担当	デジタル統括室 戦略担当（スマートシティ推進グループ） 電話：06-6208-7884

番号	2. ⑪
項目	大阪・関西万博の会場夢洲は、下水汚泥など 96 万トンが埋め垂れられた人工島であり、メタン、硫化水素、一酸化炭素などの有毒ガスが毎日約 3 トンも発生している。昨年 3 月 28 日の会場建設工事現場におけるガス爆発事故は、夢洲がいかに危険で、大規模イベントの開催地としては不適格であることを証明した。事故後、万博当局は 80 数本の「ガス抜き管」の設置、マンホールに穴をあけるなどの「対策」を行ったが、夢洲の地中のいたるところから発生するガスをコントロールすることはできず、今年 4 月のテストランの際に、爆発事故現場に近いマンホールから爆発基準値を超えるメタンガスが検出され、万博当局はマンホール部分をフェンスで囲い、マンホールのふたを開けてガスを会場内に「拡散」させる対応を行った。多くの来場者が行き交う会場内に有毒ガスを「拡散」させることで、仮に爆発の危険が回避されたとしても、来場者が一酸化炭素や硫化水素などの有毒ガスに曝露させられる状況がつくり出されている。また、開幕前に万博当局が「検討する」としていた「有毒ガスの濃度を毎日測定し結果を公表する」対応も実施されていない。 このような危険な状況が放置される中、府下の小中高生などの「招待事業」が強行されている。4 月に「招待事業」に参加した学校からは、ひたすら歩いてリングに上ったことしか子どもたちの印象に残らず教育的意義が見いだせない、会場が広く、風も強く、人も多くて、一般の方に子どもたちがついていきそうになった、いったんリングに上がると数百メートル歩かないと降り口がなく困った、水稻の水補給に長蛇の列、パビリオンの人数制限によりクラス全員で見学できず別の展示を見るグループを作らざるを得なかった、渋滞で到着が遅れ、バス内でおもらしする子が出た、予定が遅れて昼食時間が 10 分しかなかった、ガス抜き管やマンホール近くを通らざるを得ず強く不安を感じたなどの声が上がっている。 5 月以降気温が上昇し、陰がほとんどない万博会場において熱中症で倒れる子どもたちが多数出ることが予想される。 また、「招待事業」として参加した学校の児童生徒が、当日体調が悪くなり、救護所を利用した際に「20 分しか利用できない」と救護所から通告され、20 分を超えると退室させられて、やむを得ず体調が回復しない子を日陰のベンチを探して休ませる事態も生じている。子どもたちの命・安全がないがしろにされ、教育的意義も見いだせない「招待事業」に学校行事としての参加を中止すること。「招待事業」に学校行事としての参加を中止しないのであれば、日陰を増やす、体調不良の来場者の救護所利用の時間制限を撤廃し、その方の体調が回復するまで救護所が利用できるように救護の体制強化を万博協会、万博推進局に要望すること。

(回答)

2025 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業については、大阪府教育庁が実施しているものであり、市立小中学校及び義務教育学校については、万博会場の下見を実施するなど、学校単位での参加について検討を進めているところです。

本市教育委員会としましては、大阪府教育庁や関係機関と連携しながら、2025 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業への安全な参加についての情報収集を行うとともに、各校が安全な参加について引き続き検討できるように支援してまいります。

担当

教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	3. ① イ
項目	全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。
(回答) マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。 法令等においては、各保険者は、マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には、引き続き保険診療を受けられるよう世帯主の申請に基づき「資格確認書」を交付することとされています。 本市といたしましても、引き続き市民の方々に安心して「マイナ保険証」をご利用いただけるよう、マイナ保険証を基本とする趣旨やメリットについて丁寧な広報・周知に努めているとともに、国民が納得できる丁寧な説明や制度の周知徹底を図るよう国に要望しているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	3. ① ロ
項目	渋谷区や世田谷区では煩雑な「資格確認書」発行業務を簡素化するために、マイナ保険証を持っている方も含めて、全ての方に「資格確認書」を発行する。貴自治体においても自体対業務の簡素化と国民健康保険加入者の受診時のトラブル解消のためにも全ての加入者に「資格確認書」の発行を求める。
(回答) マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。 法令等においては、各保険者は、マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には、引き続き保険診療を受けられるよう世帯主の申請に基づき「資格確認書」を交付することとされています。 なお、厚生労働省通知において、当面の間はマイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書を交付することとされました。 本市の国民健康保険におきましても、当該通知に基づき、同様の運用を行っているところです。 本市といたしましても、引き続き市民の方々に安心して「マイナ保険証」をご利用いただけるよう、マイナ保険証を基本とする趣旨やメリットについて丁寧な広報・周知に努めているとともに、国民が納得できる丁寧な説明や制度の周知徹底を図るよう国に要望しているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	3 ②.		
項目	新型コロナウイルス感染症が 5 類の扱いとなったが未だに感染者は後を絶たない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では 緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。		
(回答) 本市では、令和 4 年度から各区役所と保健所を兼務する保健師26名（健康危機管理担当保健師）を配置することで、平常時においては、アウトリーチをはじめとする各種地域保健活動に従事するとともに、非常時には、速やかに保健所に参集する体制を整備しました。また、令和 5 年度においては、各区 1 名、計24名の保健師を増員しました。 また、新興・再興感染症の発生やまん延等に備え、令和 4 年 1 2 月に改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、令和 6 年 3 月に「大阪市感染症予防計画」を策定したところです。検査体制及び人材養成、保健所の体制整備等の数値目標を設定するなど、感染症危機への対応可能な保健所体制等を構築し、感染症の発生及びまん延の防止に向けた取組を進めるとともに、大阪府などの関係機関と引き続き連携してまいります。			
担当	健康局 保健所 感染症対策課	電話：06-6647-0739	
	健康局 健康推進部 健康施策課	電話：06-6208-9951	

番号	3. ④
項目	PFAS の実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。 さらに<u>市町村が実施する PFAS 対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること</u>。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS 相談窓口」を設置し<u>周知徹底すること</u>。
(回答) 有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼ぶが、PFAS の中でも幅広い用途で使用されてきた PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）については、令和 2 年 5 月に国において水質汚濁に係る要監視項目に指定されたことから、大阪市では令和 3 年度より市域における PFOS 及び PFOA の調査を実施し、調査結果につきましては、本市ホームページに公表し、市民のみなさまに周知しています。 最新の調査結果は、河川は令和 5 年度であり、測定地点 22 地点中 1 地点を除き国が定める暫定的な目標値（調査時点）である 50ng/L を下回っておりました。また、地下水の最新の調査結果は令和 6 年度であり、調査した 17 地点のうち 12 地点で暫定的な目標値（調査時点）を超過したことが確認されたため、井戸所有者及び周辺の井戸所有者に対し、井戸水を飲用しないよう周知を行っています。市域における PFOS 及び PFOA の環境中の状況については、引き続き調査を行い、その把握に努めていきます。 また、有機フッ素化合物に係る必要な調査研究や財政支援などにつきましては、国に対して要望しています。 ・有機フッ素化合物（PFOS、PFOA など）について（ページ番号：541388） https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000541388.html (下線部について回答)	
担当	環境局 環境管理部 環境管理課（水環境保全グループ） 電話：06-6615-7984

番号	4. ① ④
項目	① 2025 年度大阪府統一国保料は 2024 年度より若干下がったものの 2023 年度統一保険料レベルでしかなく、一人当統一保険料でみると 2018 年度 132,687 円から 2025 年度 162,164 円へと 22.2%ものアップとなっている。そのため各自治体の国保料の収納率も年々下がっており、納付金分を集めきれない状況となり、2023 年度各市町村単年度赤字は 37 自治体にも及んでいる。各市町村は統一の問題点を強く大阪府に強く意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。 ④ 被用者保険への適用拡大による被保険者減、子ども子育て新制度分の納付金など、国保の給付とは関係ないにも関わらず保険料値上げを招いており、国の政策のもとでの国保料の値上げは理不尽である。国庫負担増を強く国に要請すること。
(回答) 国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄う仕組みとなっており、事業を安定して運営していくためには、保険給付費等の伸びに応じて、被保険者の方にも応分の負担をお願いすることになります。 平成 30 年度の国民健康保険の都道府県単位化に伴い、大阪府においては、「大阪府国民健康保険運営方針」に基づき、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても、令和 6 年度に府内統一保険料率とする府の方針に沿った対応を行ってきたところです。 令和 6 年度以降は、前述の府の方針に基づき、これまで行ってきた市独自の保険料抑制策を講じることができなくなりましたが、大阪府において、府内統一保険料率の抑制・平準化を図るため、市町村において保険料の抑制等に使われてきた財源を大阪府に集約し、有効に活用することなどによる財政調整事業の取組を実施しており、大阪府と本市を含めた代表市町村等で構成する「広域化調整会議」等において、引き続き検討を進めていきます。 また、国に対し、子ども・子育て支援金制度導入に伴う必要な財政措置を講じることや、今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るための更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの制度の抜本的な改革の実施について、引き続き要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理） 電話：06-6208-7961 福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番 号	4. ②
項 目	18 歳までの子どもの均等割を無料にし傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

(回答)

こどもに係る均等割保険料の軽減措置の導入とそれに伴う財政支援につきまして、令和4年度より未就学児の均等割保険料の5割が公費により軽減されたところですが、子育て世帯の負担軽減を図るためには、未就学児のみならず、更なる軽減措置の拡充が必要であることから、国に対し要望を行っているところです。加えて、大阪府に対しましても、軽減措置の拡充について、国へ働きかけるよう要望を行っています。

保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しています。

減免制度につきましては、6月の国民健康保険料決定通知書送付時に制度案内のビラを同封するとともに本市ホームページにて周知を行っており、減免申請書もホームページからダウンロードすることが可能です。

次に傷病手当金制度は、協会けんぽなど他の社会保険においては、健康保険法に基づく法定給付として、被保険者が病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬を受けられない場合に、期間等の要件を定め支給されています。

一方、国民健康保険の場合、加入者には様々な就業形態の方がおられ、妥当な支給額の算出が難しいという課題もあることから、国民健康保険法で定める任意給付とされているところで、国庫支出金の対象とされていないこともあり、本市を含め全国の市町村国保ではこれまで実施していません。

また、国の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応策に基づく、緊急的・特例的な措置による傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルスの感染が疑われる発熱等の症状を含む。以下同じ。）に罹患した方を対象とし、療養のため労務に服することができない期間について、保険者に財政的な負担が生じないよう全額国からの財政支援により、令和2年4月から実施してきたところですが、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法第114号)」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけられたことから、本制度につきましては、令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に罹患し、療養のために労務に服することができない方に対する傷病手当金の支給を以って終了といたしました。なお、令和5年5月7日以前に感染又は労務に服することができなくなり、その後入院が継続していた場合は、最長1年6か月まで対象となるため制度周知は引き続きホームページにより行っていますが、申請にあたって聞き取りを要することから窓口又は郵送での申請としています。

一部負担金減免制度につきましては、制度周知はこれまでも、資格確認書送付の際に同封する「国保だより」や、該当する世帯に2か月毎に送付する「医療費のお知らせ」、「大阪市の国

民健康保険（パンフレット）」、「区役所等へのビラの配架」といった紙媒体のほか、「大阪市ホームページ」において情報発信を行ってきたところですが、ホームページにつきましては一部負担金減免を案内するページに、よりアクセスしやすくなるよう関連するページでの制度案内、リンクの増設などの充実を図っており、申請にあたっては聞き取りを要することから窓口又は郵送での申請としています。

最後に、保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。

また、納付義務者等から保険料の納付が困難である旨の申出があった場合については、納付義務者等の置かれた状況に十分配慮し、徴収猶予についても適切に対応することとしており、徴収猶予の申請につきましては、本市ホームページ等を用いて周知・広報しています。

担当	福祉局	生活福祉部	保険年金課（保険）	電話：06-6208-7964
	福祉局	生活福祉部	保険年金課（給付）	電話：06-6208-7967
	福祉局	生活福祉部	保険年金課（収納）	電話：06-6208-9871

番号	4. ③
項目	2025 年 10 月の保険証切り替え時には後期高齢者医療制度と同様に被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。
(回答) マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 6 年 12 月 2 日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。 法令等においては、各保険者は、マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には、引き続き保険診療を受けられるよう世帯主の申請に基づき「資格確認書」を交付することとされています。 なお、厚生労働省通知において、当面の間はマイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書を交付することとされました。 本市の国民健康保険におきましても、当該通知に基づき、同様の運用を行っているところです。 本市といたしましても、引き続き市民の方々に安心して「マイナ保険証」をご利用いただけるよう、マイナ保険証を基本とする趣旨やメリットについて丁寧な広報・周知に努めているとともに、国民が納得できる丁寧な説明や制度の周知徹底を図るよう国に要望しているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	4. ⑤
項目	国民健康保険料の決定通知・納付書・国保のしおり等の外国語対応をすること。
(回答) 外国の方にも制度についての理解を深めていただけるよう、本市国民健康保険の制度全般を、計6言語（英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）にて記載した外国語版パンフレット「大阪市国民健康保険のご案内」をホームページに掲載しています。 また、外国語版（英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語等）の国民健康保険料の納付案内チラシ等を作成し、加入漏れや納付漏れの防止に活用しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理） 電話：06-6208-7961

番号	5. ①
項目	<u>特定健診・がん検診については、全国平均(2022 年度 37.5%)と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診やがん検診など市民健診の案内については多言語での対応をすること。</u>
(回答) 大阪市国民健康保険では、特定健診の受診啓発について、対象となる全ての方に受診券、国保健診ガイド（パンフレット）、お住まいの区の取扱医療機関・集団健診会場一覧を送付し、受診を勧奨しています。また、特定健診の受診率向上に向けて、未受診者全員に対してSMSや受診勧奨はがきの送付、医師会と連携した「かかりつけ医」からの受診勧奨、受診者に対しておおさか健活マイレージ「アスマイル」の市町村独自ポイントの付与等の取組を実施しています。 令和7年度からは、新たに国保人間ドックの無料対象者年齢の拡大、特定健診の必須項目に視力、聴力等を追加した「国保プラス健診」の導入等に取り組んでおり、より効果的な受診勧奨となるよう検討を進めてまいります。 (参考) 大阪市特定健康診査受診率（令和5年度実績）：25.5% なお、外国語対応については、計6言語（英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）で本市国民健康保険の制度全般を記載した「大阪市国民健康保険のご案内」を本市ホームページで公開しており、そのなかに特定健診の案内等についても記載しています。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保健事業） 電話：06-6208-9876

番号	5. ①
項目	<u>特定健診・がん検診については、全国平均（2022 年度 37.5%）と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診やがん検診など市民健診の案内については外国語での対応をすること。</u>
（回答） 令和5年度地域保健・健康増進事業報告におけるがん検診の実施状況では、5がん（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん）のいずれも、大阪市は全国平均より低い受診率となっております。 がん検診の受診率向上に向けては、担当部署と連携し、はがきやSMSによる受診勧奨を行うほか、20歳の女性市民には子宮頸がん検診、40歳の女性市民には乳がん検診（マンモグラフィ）の無料クーポン券を送付しております。 加えて、昨年度に引き続き、市民の健康意識を高め、がん検診の受診行動を促すため「大阪・関西万博『いっとこ！がん検診キャンペーン』」の取組として、41歳から59歳までの大阪市国民健康保険に加入されている女性の方にも、乳がん検診（マンモグラフィ）無料クーポン券を送付するとともに、おおさか健活マイレージ「アスマイル」を活用し、大阪市がん検診を1種類以上受診された69歳以下の方に、電子マネーに交換可能な「大阪市ポイント」1,000ポイント（1,000円相当）を付与し、受診促進に努めております。 さらに令和3年度から受診行動を促す環境づくりとして、対象者の自宅へ大腸がん検査キットを郵送し、予約不要で市民に身近な区役所等の特設会場で検体を回収する「ナッジ理論（＝そっと後押しする）を活用した大腸がん検診」を一部の区においてモデル実施しておりましたが、今年度より市内全区において実施しております。 今後も、これまでの取組による効果の検証を行い、より効果的な周知・啓発を行うなど、更なる受診率の向上に努めてまいります。 なお、外国語対応については、本市ホームページにおいて、外国語対応が可能ながん検診取扱医療機関を掲載しております。 （下線部について回答）	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943

番号	5. ②
項目	大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「<u>学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない</u>」と指摘している。<u>歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。</u>在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。
(回答) 学齢期以降の年齢の市民が受診できる大阪市の歯科健診としては、歯周病検診、後期高齢者医療訪問歯科健診があります。 歯周病検診については、従前より対象としてきた40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳に加え、令和6年度から20歳、25歳、30歳、35歳の大阪市民を追加しており、その対象者のうち、20歳については対象者全員に、その他の対象年齢者については大阪市国保加入者で前年度に歯科受診をしていない者に対し、受診勧奨ハガキを送ることで健診機会の確保に努めています。 (下線部について回答)	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9961

番号	5. ②
項目	大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。<u>在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。</u>特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。
(回答) (下線部分のみ回答) 市においては、有料ではありますが、一般歯科医院で治療が困難な障がいのある方が容易に受診できるよう、大阪府と共同で、障がい児・者歯科診療事業を実施しており、こうした方々の受診機会を保障するため、本事業や医療機関の情報提供の充実に努めているところです。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	5. ②
項目	大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。<u>特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。</u>
(回答) 国の骨太方針 2025 で国民皆歯科健診に向けた取組の推進が盛り込まれましたが、具体的な方針はまだ決定していません。特定健診での歯科健診については、今後、国から国民皆歯科健診の実施方針等が示された際に、その方針等に基づいて対応していきます。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課 (保健事業) 電話：06-6208-9876

番号	6. ①
項目	第 9 期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。
(回答) 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、50%の公費負担と 50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービス利用されれば保険料も上がる仕組みとなっております。 介護保険料を引き下げるために一般財源を投入することは、健全な介護保険制度の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないと国から見解が示されております。 本市の介護保険につきましても、この国の見解に沿った運営を行うとともに、介護保険制度の安定的な運営に向けて費用負担について国の負担割合を引き上げるなど第 1 号被保険者の負担を軽減する財源措置を講じるよう、国に要望を行ったところです。 なお、本市では、第 9 期の介護保険料を算定するに際し、介護給付費準備基金の取崩しを行い、月額 368 円の軽減を行いました。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理 G）06-6208-8028

番号	6. ②
項目	非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。保険料減免制度を拡充し、当面、年収１５０万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。
（回答） 介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあうために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められております。 本市では一人暮らしの高齢者や低所得者が多く、また、全国と比べると認定率が高く、介護サービスを受けられる方が多い状況となっており、介護サービスに係る費用も大きくなっております。令和６年度から令和８年度までの第９期の介護保険料につきましては、こうした状況に加え、介護保険料に直結する国の介護報酬の増額改定の影響により、基準となる月額保険料を９,２４９円と設定させていただいたところです。 なお、低所得者の保険料軽減として、平成２７年度からは、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」の実施により、本市においても、低所得者の保険料軽減として保険料段階が第１段階・第２段階の方へ新たに公費による保険料軽減を行っており、令和元年度からはさらに軽減幅を拡大し、第１段階から第４段階の方を対象として実施しております。 また、本市では、保険料段階が第１段階から第４段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第４段階の保険料の２分の１に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：０６-６２０８-８０５９

番号	6. ③
項目	介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）の拡充を国に求めるとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。
（回答） 介護保険サービスの利用者負担は、本人の所得金額等に応じた負担割合により利用料を負担していただいておりますが、利用者負担が高額となる場合は、高額介護サービス費等の支給により利用者負担の軽減を図っております。 また、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスについて、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです 低所得の要介護者が介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用した際は、食費・居住費の負担軽減を目的に特定入所者介護（介護予防）サービス費を補足給付として支給しております。 低所得者に対する利用料の減免措置は、国において統一的行われるべきものと考えているため、引き続き国に要望してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	6. ④イ
項目	利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。
	（回答） 総合事業の訪問型サービスについては、総合事業移行前（平成 29 年 3 月 31 日以前）に既にサービス利用している要支援者及び認知機能・コミュニケーション課題のある方、身体介護の提供が必要な方など専門的なサービスを必要とする方については、引き続き従来の介護予防訪問介護に相当する介護予防型訪問サービスを利用することが可能です。 また、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、介護予防及び生活支援を目的として、適切なアセスメントにより利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人が理解した上で、目標の達成に取り組むよう促すとともに、利用者の個々の状態に応じた多様なサービスを適切に利用することについて検討し、ケアプランを作成することが重要です。ケアマネジャーの専門性がこれまで以上に重要になると考えられたことから、本市では、利用者の状態に応じた適切なサービスの選択について、市域全体でサービス決定のプロセスを標準化し、有資格の訪問介護員による介護予防型訪問サービスが必要な状態像を統一することにより、公平性を確保するため、介護予防型訪問サービスの利用対象者の振分の仕組みを設定して実施しています。 なお、当該振分の仕組みによると介護予防型訪問サービスの利用対象者に該当しないが、サービス利用対象者の状態像により予防支援事業者が介護予防型訪問サービスの利用が必要と考えるケースについては、介護予防型訪問サービスを利用していただいています。 通所型サービスについては、全ての要支援者が従来の介護予防通所介護に相当する介護予防型通所サービスを利用することが可能です。 また、新規・更新者ともに、サービス利用にあたっては、要介護（要支援）認定申請又は基本チェックリストの実施のいずれかを利用者が選択することができます。
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-8060 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	6. ④ロ
項目	総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護１～５認定者の拡大しないこと。
（回答） 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の各サービスについては、介護保険制度の改正に基づき実施していますが、利用対象者が要支援者及び事業対象者に限定されており、要介護認定を受けるとサービス事業の利用継続ができなくなることから、国において総合事業の対象者の弾力化の取組みとして、2021（令和３）年度から市町村の判断により要介護者についても、介護予防・生活支援サービス事業の対象とすることを可能とする見直しが行われました。 総合事業の対象者の弾力化の取組みについては、介護予防・生活支援サービス事業の継続的な利用による効果的な支援が可能となる一方で、利用者やケアマネジメントを行う地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に大きな混乱を招く可能性も考えられることから、総合事業の効果的な推進に向け、国の制度改正の趣旨を踏まえつつ、本市の実情に合わせて、その必要性について検討していきたいと考えています。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-8060 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	6. ④ハ
項目	「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修修了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を補償すること。
（回答） 本市では、訪問型サービスも含めた総合事業のサービス単価を国のガイドラインに基づき、国が定める基準額やサービス内容、提供時間、基準等を踏まえ定めております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	6 ④二
項目	いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用は行わないこと。
(回答) 本市では、生活課題の解決や状態の改善を導くことで、高齢者が有する能力に応じて地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、ケアマネジャーによる自立支援と重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントを支援する「自立支援型ケアマネジメント検討会議」を実施しています。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-8060

番号	6. ⑤
項目	保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。
(回答) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、介護保険法の一部が改正され、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護保険給付等に要する費用の適正化に関して、市町村が取り組むべき施策及びその目標に関する事項について、市町村の介護保険事業計画の記載事項に追加することが必要になりました。 本市におきましては、こうした法令や国から示された「評価指標」の項目は、本市の高齢者施策や介護保険事業を推進する上で重要なものであると考えておりますが、この「評価指標」の目標への達成を重視するあまり、介護サービス等を必要とする利用者の要介護認定の抑制やサービス利用を阻害することのないよう取り組んでまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	6. ⑥	
項目	介護現場の人手不足を解消するため、国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。	
(回答) 介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、介護職員処遇改善加算につきましては、平成 27 年度及び平成 29 年度の拡充に加えて、平成 31 年度の介護報酬改定において新たな加算の区分が創設され、令和 3・4 年度は「介護職員等処遇改善支援補助金」が令和 4 年 2 月から、令和 4 年 10 月以降は、介護報酬改定によりベースアップ等支援加算が創設され、令和 6 年度からは、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度 2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。さらに、本市では令和 7 年度、処遇改善加算の取得を促進するための、介護職員等処遇改善加算取得促進事業を実施予定です。 介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定により対応すべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。		
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導 G）	電話：06-6241-6310

番号	6. ⑦
項目	入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。
(回答) 高齢者施策につきましては、介護や支援が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要です。 特別養護老人ホームは、制度改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日以降、限られた資源の中でより必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られ、新たに入所する方については原則要介護 3 以上の方となっています。また特例入所として、要介護 1 又は 2 の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には、特別養護老人ホームへの入所が認められます。 特別養護老人ホームの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）における整備目標については、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が引き続き概ね 1 年以内に入所が可能となるよう要介護認定者数の伸び等を勘案しながら計画的に必要な整備を進めており、令和 8 年度目標の定員数を 14,900 人に設定しております。令和 7 年 7 月現在、大阪市は 172 施設 14,803 人分の特別養護老人ホームが開設されているところです。 また認知症高齢者グループホーム等の介護施設につきましても、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、令和 8 年度目標の定員を認知症高齢者グループホームは 5,300 人、特定施設入居者生活介護施設は 11,400 人に設定しております。令和 7 年 7 月現在、認知症高齢者グループホームは 237 施設 4,863 人、特定施設入居者生活介護施設は 171 施設 10,965 人分が開設されているところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	6. ⑧
項目	次期介護保険見直しの検討課題とされている「2 割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護 1, 2 の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。
(回答) 介護保険制度は全国統一の制度であり、制度改正については国において適切に審議されているところでありますので、本市としては制度改正等に当たっては、被保険者の生活や保険者の運営に配慮するよう国に要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	6. ⑨
項目	高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。
（回答） 本市においては、例年、夏を迎える前に本市ホームページ、広報紙等を通じて熱中症予防のための情報等を掲載し、また、各区保健福祉センター、福祉局及び環境局が実施している高齢者宅等への訪問事業の際に熱中症予防についての注意喚起を行っております。 加えて本市全所属に対して、広く市民等に熱中症予防の啓発や注意喚起を依頼するなどの取り組みを強化し、とりわけ高齢者の総合相談機能を持つ地域包括支援センターや民生委員・児童委員、社会福祉協議会など広く関係団体にも協力を求め、見守りや声掛けなど、きめ細やかな対応をお願いしております。 今後とも、気象状況にも十分留意しながら、関係局において熱中症対策に取り組んでまいります。 （参考） 国において、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」として、7月・8月・9月分の電気・ガス料金に対する補助が行われる予定です。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026 健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951

番号	6. ⑩
項目	介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらし個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。
(回答) 現在、地方自治体・利用者・介護事業者・医療機関などが利用者に関する介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備すること等について調査・検討が進んでいます。 介護保険被保険者証のマイナンバーカード化などマイナンバーカードの活用については、国で調査・検討が進んでいるところであり、本市としても国の動向を注視してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	6 ⑪
項目	軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を改善し、所得制限なしで助成額 15 万円以上とすること。未実施自治体では早急に制度化し実施すること。大阪市のよう介護予防事業への参加を条件としなしこと。（現時点では東京都港区が 60 歳以上、上限 144900 円助成・課税の方は半額）
（回答） 本市では、聴力機能の低下により外出等が困難な 65 歳以上の高齢者の方の“聞こえ”をサポートし、周囲の方との交流や介護予防活動等の社会参加を支援するため、令和 7 年 4 月 1 日より、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただける 65 歳以上の軽度・中等度の難聴の方」を対象に、補聴器購入費用の一部を助成しています。 本事業の助成に係る上限の金額については、すでに 65 歳以上の高齢者に対して補聴器の購入費用について助成を行っている他の指定都市や大阪府内の市町村の状況を踏まえ、1 人の対象者につき一律 25,000 円を上限としています。 本事業は、難聴が原因で外出等が困難な方に、購入された補聴器を活用して介護予防活動等を行っていただくことで、難聴高齢者の社会参加を支援し、介護予防に資することを目的としているため、介護予防活動等を行っていただくことを助成の要件としております。本市としましては、聴力機能の低下により外出等が困難な高齢者の“聞こえ”をサポートし、人との交流や介護予防活動など、社会参加への支援に取り組んでまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-9995

番号	6. ⑫
項目	<u>新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施</u>するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。
(回答) 新型コロナワクチンの接種については、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的として予防接種法の B 類疾病に位置づけられ、令和 6 年度から同法に基づく定期接種として実施しております。 対象者については「65 歳以上の者」および「60 歳以上 65 歳未満のものであって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」と定められています。 被接種者の自己負担額については、本市におきましても接種費用の一部を助成しているとともに、市民税非課税世帯等の方は接種時に確認書類を提示いただくことで、無料で接種いただけます。 (下線部について回答)	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	6. ⑫
項目	新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、<u>介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。</u>
(下線部について回答) 新型コロナウイルス感染をできるだけ早い段階で見つけ、感染拡大リスクを減少させることを目的に、高齢者の入所施設や通所系・訪問系サービス事業所等のすべての介護従事者を対象とする定期的な PCR 検査や、高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の当該施設等の入所者及び従事者に対する検査は、国の方針に基づき行政検査として令和6年3月末まで実施していました。 本市として、国、大阪府等と連携しながら、引き続き、感染抑制に努めてまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導G） 電話：06-6241-6310

番号	6. ⑬
項目	後期高齢者医療の医療費窓口負担の「2割化」の影響などによる「受診控え」が起きているので、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。
(回答) 大阪府の福祉医療費助成制度は、対象者や助成の範囲を改めるとともに、受益と負担の適正化を図るため、平成30年4月診療分から制度の変更が行われました。 本市の福祉医療費助成制度は大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、大阪府とともに制度の変更を行ったものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。 なお、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成） 電話：06-6208-7971

番号	6. ⑭
項目	带状疱疹は 80 才までに 3 人に 1 人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50 歳以上の人に带状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。今年 4 月から 65 歳以上定期接種化となったが、費用負担が発生し(生ワクチン 4000 円、不活性ワクチン 1 回 11000 円)、高齢者にとって大変な負担となるため、独自助成を行うこと。
(回答) 带状疱疹ワクチンにつきましては、個人の発病予防及び重症化予防を目的とし、予防接種法の B 類疾病に位置づけられ、令和 7 年 4 月から定期接種となりました。 定期接種の対象者については、带状疱疹の罹患者数が 70 歳代にピークを迎えることや、ワクチンの有効性が経時的に一定程度減衰すること等を考慮し、「65 歳の者」及び「60 歳以上 65 歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」と定められています。 なお、令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間は経過措置として、対象者のうち「65 歳の者」は、「65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とされています。また、これに加えて、令和 7 年度のみ「100 歳以上の者」も対象者とされています。 被接種者の自己負担額については、本市におきましても接種費用の一部を助成しているとともに、市民税非課税世帯等の方は接種時に確認書類を提示いただくことで、無料で接種いただけます。	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	7. ①②③④
項目	① 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。 ② 障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないということを原則として運用すること。 ③ 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。 ④ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。
（回答） 自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、介護保険制度に障がい福祉サービスに相当するサービスがあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、利用者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。 そのためにも、利用者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。 本市におきましては、各区の担当者に対して研修を実施し、介護保険の対象となった障がい者であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険サービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供を受けられるよう支給決定しております。今後も引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	7. ⑤⑥
項目	⑤ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること ⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること
(回答) 自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、介護保険制度に障がい福祉サービスに相当するサービスがあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、利用者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。 そのためにも、利用者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされております。 障がい福祉サービス固有と認められるサービスの利用を希望される場合、又は要介護認定等申請を行った結果、非該当となった場合で、引き続き障がい福祉サービスの利用が必要と判断した際は、障がい福祉サービスの提供を受けられるよう支給決定しております。この場合、本市におきましては、介護保険対象者となる前と同様の基準に基づき支給決定を行っております。 また、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、介護保険対象者に係る居宅介護の国庫負担基準が新たに創設される等の見直しが行われておりますが、単位は依然として低く、実態に合わないものとなっていることや、介護保険制度への移行に係る基準等が明確化されていないことから、国庫負担基準の引上げや基準の明確化について、引き続き国に対して要望しているところです。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	7.⑦
項目	障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。
(回答) 本市では、利用者の状態に応じた適切なサービスの選択について、市域全体でサービス決定のプロセスを標準化し、有資格の訪問介護員による介護予防型訪問サービスが必要な状態像を統一することにより、公平性を確保するため、介護予防型訪問サービスの利用対象者の振分の仕組みを設定して実施しています。 なお、当該振分の仕組みによると介護予防型訪問サービスの利用対象者に該当しないが、サービス利用対象者の状態像により予防支援事業者が介護予防型訪問サービスの利用が必要と考えるケースについては、介護予防型訪問サービスを利用していただいています。 総合事業の訪問型サービス、通所型サービスのサービス提供を行う職員については、介護福祉士等生活援助サービスに従事するために必要な知識を習得した者としていますので、適切なサービス提供が行われるものと考えています。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	7. ⑧
項目	障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。
(回答) 障がい福祉サービス（自立支援給付）における利用者負担については、国において利用者等の負担能力に応じた負担上限額が設定されておりますが、平成22年4月以降、市民税非課税世帯については利用者負担は無料となっております。 利用者負担の軽減措置として、所得水準に応じた段階的な月額負担上限額の設定、補足給付や食費等に対する軽減措置、利用者負担により生活保護を受けることにならないようにするための減免措置等が設けられております。 また、平成30年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、65歳になるまでに5年間引き続き介護保険サービスに相当する障がい福祉サービスの支給決定を受けていた方で、一定の要件を満たす場合は、介護保険制度移行後に利用した障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担相当額を償還する高齢障がい者の介護保険サービス利用者負担軽減措置が創設されました。本市では介護保険制度の対象となる方で、当該軽減措置の対象となる可能性のある方に対し、65歳を迎えた翌月に申請の勧奨を行っております。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	7.⑧
項目	障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用者負担はなくすこと。
(下線部について回答) 介護保険サービスの利用料は、本人や世帯の所得状況に応じた1割、2割または3割の利用者負担をいただいておりますが、利用者負担額が高額となる場合は、高額介護サービス費等の支給により負担軽減を図っているとともに、医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険のサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、申請をいただくことで高額医療合算介護サービス費等を支給しております。 また、65歳に至るまで相当の長期間（5年間）にわたり障がい福祉サービスを利用していた低所得の高齢障がい者が障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用した場合、介護保険サービスにかかる利用者負担を高額障がい福祉サービス等給付費として償還し、利用者負担が増えないようにする仕組みがございます。 低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	7. ⑨
項目	2018 年 4 月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。
(回答) 重度障がい者医療費助成をはじめとする福祉医療費助成制度に関し、対象者や助成の範囲を改めるとともに、受益と負担の適正化を図るため、大阪府において、平成 30 年 4 月診療分から制度の変更が行われました。 本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、大阪府とともに制度の変更を行ったものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。 また、本市が単独でこれ以上の水準とすることは、多額の財源が必要となることから困難であると考えています。 なお、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成） 電話：06-6208-7971

番号	7. ⑩
項目	療育手帳の新規発行・更新発行について、手続きをすれば速やかに発行すること。
(回答) 療育手帳は、申請後に、知的障がいの有無やその障がいの程度を明らかにするため、本人及びその家庭について必要な聴取を行い、その内容を踏まえつつ知能検査または発達検査での判定を行っております。 18 歳未満の場合は、新規申請については区役所にて申請を受け付けた後、更新申請についてはこども相談センターにて申請を受け付けた後、こども相談センターにて必要な聴取・判定を行い、その結果が区役所に送付され、区役所にて療育手帳の発行という流れになります。 18 歳以上の場合は、新規申請および更新申請を問わず、区役所で申請を受け付けるとともに必要な聴取を行います。その聴取内容をもとに区役所にて記録を作成し、心身障がい者リハビリテーションセンターに送付します。心身障がい者リハビリテーションセンターでは、送付された記録を確認の上、順次判定を行い、その結果が区役所に送付され、区役所にて療育手帳の発行という流れになります。 手続き上、必要な聴取及び判定などに時間を要することはありますが、新規申請または更新申請があった療育手帳につきましては、引き続き速やかに交付するよう努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072 市立心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課 電話：06-6797-6562 こども青少年局 中央こども相談センター 電話：06-4301-3100

番号	7. ⑪
項目	障害支援区分の決定及び受給者証の交付は、サービスの提供に切れ目が生じないように迅速・適切に手続きをおこなうこと。
(回答) 障がい支援区分の決定については、障がい福祉サービスの利用を希望される方からの申請があった場合に、医師意見書の作成依頼、認定（訪問）調査、認定審査会などを経て決定されることになっております。 大阪市では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における介護給付費等にかかる支給決定事務取扱要綱」において、保健福祉センター所長は、支給決定にかかる申請があった場合、障がい支援区分の認定を伴う場合については申請日から 75 日以内に決定を行うとともに、あわせて障がい福祉サービス受給者証を交付することとしております。 そのことを踏まえ、区保健福祉センターでは 3 ヶ月後の月中に更新申請が必要となる方のリストを月初に抽出し、更新勧奨を行っております。 今後とも、訪問調査の実施や医師意見書の作成を含め、引き続き関係機関と連携しながら、公正かつ適正に手続きを行い、必要なサービスを迅速に利用できるように努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	8. ①
項目	コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が減少している自治体が多々ある。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。
(回答) 生活保護申請数や決定数に関して、大きな増加傾向にないのは、生活困窮者自立支援制度における住宅確保給付金や各種貸付等の活用によるものと考えられますが、今後とも動向を注視していきます。 扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方については、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いし、援助をお願いしています。ただし、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に対し、一律に扶養をお願いするということではなく、個々の状況から判断して行っています。 生活保護の相談があった場合は、申請の意思を確認し、申請意思が確認された方には、保護申請書を交付し、申請書が提出されれば、受理しているところです。	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8012

番号	8. ②
項目	大阪府および 18 市町村で実施された「令和 5 年度子どもの生活実態調査」においても困窮度Ⅰ世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。 札幌市生活保護ポスター https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf 寝屋川市生活保護チラシ hogoshinseisodan.pdf (city.neyagawa.osaka.jp) 枚方市生活保護ホームページ https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007864.html
	(回答) 大阪市においてはホームページへの掲載等により、生活保護制度の概要について周知するとともに、生活に困窮されている方や保護の受給を希望される方は、ためらわずに各区保健福祉センターに相談されるよう案内しています。
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8011

番号	8. ③
項目	ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。 ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。DVや精神疾患、精神障害、発達障害等についても研修を行いケースワーカーや受付面接員の言動によって二次被害を引き起こさないこと。
(回答) 福祉職員については、大学卒程度の福祉職員の採用に加え、社会人経験を有する者を即戦力の福祉職員として採用するなど、その増員に努めているところです。 職員の配置につきましては、この間段階的に配置基準の見直しなどにより体制の充実を図ってきており、稼働年齢層への自立支援に重点を置くとともに、高齢世帯に関しては最低生活の保障や見守りを中心とした支援を行っています。 保護の適正な実施を行うため、ケースワーカーや受付面接担当職員等に対しては、新任向けの研修を始め、実践的な研修を行っており、人材育成に努めております。また、DVや精神疾患、発達障害等についての専門的な研修も適宜行っているところです。	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8011・8014

番号	8. ④
項目	保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。
(回答) 保護費の決定通知書については、生活保護法第 24 条に基づき、保護決定に際し生活扶助費等の明細を記入したものを送付しています。また、金額等に不明な点があれば、ケースワーカーに問合せいただき、適宜説明・対応を行っています。	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8014

番号	8. ⑤
項目	シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。
(回答) ケースワーカーは、家庭訪問において被保護者の状況を理解し、信頼関係を築くよう努めております。なお、DV 被害者など配慮が必要とされる場合は、状況に応じた対応を行っています。	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8014

番号	8. ⑥
項目	自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとする。こと。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください。)
(回答) 生活保護のしおりについては、適宜内容を更新し、常に適切な内容となるよう努めているところです。また、保護の相談や申請時には、生活保護のしおりを活用し説明を行い、相談者・申請者に手渡しているところです。 なお、保護の申請について、申請の意思が確認できれば、受付面接担当員から申請書を交付しているところです。	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8014

番号	8. ⑦
項目	警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。
(回答) 本市においては、窓口の安全管理の確保等の観点から、各区の生活保護業務主管担当に警察官 OB を配置することとしています。 また、調査を行う場合、ケースワーカーや担当係長の指示に基づき補助的な役割を担っています。 なお、現在、「適正化」ホットラインなどの実施予定はありません。	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8022

番号	8. ⑧
項目	物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。
(回答) 食費や光熱費等の日常生活に必要な費用にあてていただく生活扶助費の基準については、生活保護を受けていない低所得世帯の消費の実態とバランスが取れているか確認するために、5年に1度、国により検証され、令和5年10月に見直しが行われ、2年間の臨時的・特例的な対応が実施されておりますが、令和7年10月からも当面2年間の臨時的・特例的な対応が実施されます。 見直された生活扶助基準については物価上昇などによる生活への影響を踏まえたものとされています。 なお、生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8012

番号	8. ⑨
項目	住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。
(回答) 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。 なお、住宅扶助については、国により定められた保護の基準の範囲内において、必要と認められる額を支給額として決定しています。 また、特別基準は、個々の世帯や地域の住宅事情を勘案して適用しています。	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8012

番号	8. ⑩
項目	医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。
(回答) 【医療費の一部負担について】 医療扶助費の一部自己負担は、本市がこれまで、国に求めてきた生活保護制度の改正に係る要望事項のひとつですが、これは、最低生活費を保証できる給付方法の仕組みの構築を行うことを前提とするものであり、医療扶助の一部自己負担だけを求めるものではありません。そのうえで、一部自己負担制度を導入することで、総医療費について意識を持っていただく仕組みとすることができるのではないかと考えています。 【ジェネリック医薬品について】 ジェネリック医薬品については、平成 30 年 10 月 1 日施行の生活保護法の改正により、生活保護において「医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができる」と認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする」とされたところです。本市としましても、法に基づき実施してまいります。 【調剤薬局の限定について】 継続通院が必要な方であれば、希望、通院先、居住地などを参考としたうえで 1 か所の調剤薬局を選定していただき、毎月、事前に調剤券情報の登録等をしているところですが、複数薬局の利用制限をしているわけではありません。 ただし、薬局を 1 か所に集約することで重複処方の改善や併用禁忌薬の服用の危険性がなくなり、またはかかりつけ薬局をもつことで処方薬の相談をしやすくなる利点などから、可能な限り 1 か所に集約していただくようお願いしているところです。	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8021

番号	8. ⑪
項目	生活保護利用者の検診については、受診券を送付するか、生活保護受給者証明書を持って行けば簡単に検診が受けられるよう手続きを簡素化すること。
(回答) 本市では、40 歳以上の生活保護受給者を対象に、健康増進法に基づく市町村業務として大阪市健康診査を実施しており、ホームページや広報紙を活用した制度周知などを行ってきたところです。なお、生活保護受給者であっても、社会保険に加入している方や入院中である方、また、お勤め先等で健康診断を受診できる方等につきましては、大阪市健康診査の対象外となるため、まず、受診の申込をしていただき、資格確認を行ったうえで、受診券や個人票を発送することとしています。	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943

番号	8. ⑫
項目	国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。
(回答) 大学や専門学校等に就学している者については実施要領に基づき、その個人を世帯から分離して取り扱うこととなります。 なお、生活保護法による保護の実施要領等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8012

番号	9. ①		
項目	災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。		
(回答) 体育館のうち、中学校体育館につきましては、大規模災害時の暑さによる高齢者や乳幼児などの災害弱者の方の二次被害の防止の観点と中学校の部活動等における生徒の熱中症対策としての効果も勘案して、令和4年度までに市内全中学校の体育館にエアコンを設置しております。 また、小学校体育館のエアコンにつきましては、現時点では設置されている小学校体育館はありませんが、令和7年6月時点で「大阪市立小学校体育館空調設備整備事業」における事業者の参加募集を行ったところであり、事業者の決定は令和7年12月頃を予定しています。 なお、老朽化した校舎を新しく建て替える際に洋式便器にてトイレを整備することはもとより、建て替えに至らない校舎のトイレにつきましても、和式便器から洋式便器への改修を順次進めております。			
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課		電話：06-6208-9063

番号	9. ②		
項目	能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。		
(回答) 「スフィア基準」については、内閣府が公表している「避難所運営ガイドライン」に参考として記述があり、「今後の我が国の「避難所の質の向上」を考えると、参考にすべき国際基準となる」とされています。 本市の「避難所開設・運営ガイドライン」についても、内閣府のガイドラインをもとに作成しています。 また、本市では能登半島地震に伴い、被災自治体を支援するための大阪市災害等支援対策本部を設置しました。被災地支援を通じ、本市においても想定される課題を抽出する中で「避難所における適切な運営」も課題の一つとして認識しました。 それらを踏まえ令和7年3月に大阪市地域防災計画の修正を行いました。今後も国、府等の計画と整合させ、必要に応じ既存計画等の修正を検討していきます。			
担当	危機管理室	危機管理課(減災対策)	電話：06-6208-7380
	危機管理室	危機管理課(防災計画)	電話：06-6208-7384

番号	9. ③	
項目	高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。	
(回答) 災害時について、避難行動に支援が必要な方を災害から救出、救護したり、災害発生のおそれがあるとき、事前に避難できるようにすることは、安全で安心して暮らせる地域をつくっていくうえで、極めて重要な課題です。 災害の被害を軽減するためには、「自助」、「共助」、「公助」の連携が必要であり、可能な範囲で災害に備えるとともに、地域における防災訓練等へ参加促進など、地域での避難支援等の取組を進めることが必要です。 本市ではその実効性を高めるために、各区役所がそれぞれの地域の実情に応じて避難行動要支援者名簿から優先度の高い対象者を抽出して危機管理室、福祉局と連携しながら個別避難計画の作成に取り組んでおります。 なお、既存マンションにおける防災力向上のための取り組みの参考として、都市整備局において「既存マンション向け 防災力向上アクションプラン 策定マニュアル」を作成し、ホームページにおいて周知するとともに、区役所等を通じて冊子の配布も行っています。		
担当	危機管理室 危機管理課（減災対策） 福祉局 地域福祉課（企画） 都市整備局 安心居住課	電話：06-6208-7380 電話：06-6208-7970 電話：06-6208-9648

番号	9.④
項目	このところ各地で頻発している上下水道の老朽化による事故も踏まえ、上水道・下水道における法定外耐用年数を超えているものの割合と、今後の対応についての計画を明らかにされたい。
(回答) 本市の水道管における法定耐用年数を超過した割合は令和5年度末時点で52.3%となっております。 管路をはじめとした水道施設の老朽化対策については、令和5年3月に策定した「大阪市水道施設基盤強化計画【改訂版】」や令和6年5月に策定した今後30年間に取り組んでいく水道施設の整備の基本的な考え方を示した「大阪市水道施設整備中長期計画」に基づき取組を進めていくこととしております。 具体的には、本市で独自に定めた管路種別の使用可能年数に基づき、長期の更新需要を踏まえ使用可能年数を超過した水道管が最小限となるよう、更新ペースを設定しており、口径400mm以上の基幹管路は年8km、口径400mm未満の配水支管は年45kmで管路更新を行うこととしています。更新対象としては、既に使用可能年数を超過し、管体及び継手が脆弱な铸铁管の解消に最優先で取り組み、それに引き続き、使用可能年数を超過したダクタイル铸铁管及び鋼管の更新を進めることとしています。 【参考】 ▶大阪市水道施設基盤強化計画の改訂版について URL：https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000581996.html ▶大阪市水道施設整備中長期計画 URL：https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000627179.html	
担当	水道局 工務部 計画課 電話：06-6616-5512

番号	9. ④
項目	このところ各地で頻発している上下水道の老朽化による事故も踏まえ、上水道・<u>下水道における法定外対応年数を超えているものの割合と、今後の対応についての計画を明らかにされたい。</u>
(回答) (下線部について回答) 下水道管路については、市内全域で約 4,993km あり、その内、標準耐用年数（50 年）を超える施設が約 2,562km あります。 標準耐用年数である 50 年を超過した下水道管路を中心に、管の内側から劣化状況を確認する調査を行い、その結果、劣化が進行し改築が必要と判定された下水道管路について改築を進めることとしています。 また、その改築事業量については、これまでに蓄積してきた調査データを分析し、劣化予測を行うことで、将来にわたって下水道管路全体の健全性を維持するために必要な事業量を算定し、令和 3 年度から令和 12 年度までに約 539 km の改築更新を行う計画を定めております。 また、今後も引き続き、本計画に基づき、適切な施設管理（改築・維持管理）を着実に進めてまいります。	
担当	水道局 工務部 計画課 電話：06-6616-5512 建設局 下水道部 調整課（事業計画担当） 電話：06-6615-7594